

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤングタウン

所在地 岡山市駅元町一番街地下二号

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社岡山ステーションセンター

住所 岡山市駅元町一番一―二〇一号

代表者の氏名 代表取締役社長 高橋 司

3 変更事項

(変更前)

大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社カタヤマ他十二社

(変更後)

大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社カタヤマ他十社(株式会社シゼンヌ、ダイアナ株式会社、トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社、株式会社服部時計店、株式会社光商店、株式会社ワールドストアパートナーズを削除し、株式会社ソニープラザ、株式会社サンエー・インターナショナル、株式会社ユナイテッドアローズ、有限会社松成を追加するものである。)

4 変更年月日

平成十七年九月十五日

二 届出年月日

平成十七年十月十四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十七年十月二十一日から平成十八年二月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課